

計機健康保連絡報

第596号

―災害により被災した被保険者等に係る―

一部負担金等及び健康保険料の取扱いについて

平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨により被災された被保険者及び被扶養者の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

当組合では被災された被保険者等の一部負担金等や事業所の健康保険料について、次のとおり対応しますので周知方よろしくお願いたします。

【対象者及び適用年月日】

次の災害救助法適用地域に住所を有し住宅が全半壊している方

大阪地震

《大阪府》

大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四条畷市、交野市、三島郡島本町
平成30年6月18日より適用

台風7号及び前線等に伴う大雨

《高知県》

安芸市、香南市、長岡郡本山町
平成30年7月6日より適用

宿毛市
平成30年7月7日より適用

土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町
平成30年7月8日より適用

鳥取県

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
平成30年7月6日より適用

《広島県》

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
平成30年7月5日より適用

《岡山県》

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町
平成30年7月5日より適用

小田郡矢掛町
平成30年7月6日より適用

《京都府》

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
平成30年7月5日より適用

《兵庫県》

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町
平成30年7月5日より適用

姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町
平成30年7月6日より適用

養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
平成30年7月7日より適用

《愛媛県》

今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
平成30年7月5日より適用

《岐阜県》

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巢市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
平成30年7月6日より適用

《福岡県》

飯塚市
平成30年7月8日より適用

《島根県》

江津市
平成30年7月6日より適用

《山口県》

岩国市
平成30年7月6日より適用

《一部負担金等について》

また、適用地域が拡大した際には、随時、当組合ホームページにて掲載します。

【一部負担金等について】

医療機関等へ受診の際に窓口で支払う一部負担金等については、申請により免除となります。

【一部負担金等免除申請書】

「一部負担金等免除申請書※1」に「罹災証明書※2」または「被災証明書※2」を添付のうえ、当組合に提出してください。

※1 「一部負担金等免除申請書」

は当組合ホームページよりダウンロードしてください。

※2 「罹災証明書」「被災証明書」

は、お住まいの自治体等で手続きをしてください。

(2) 免除期間

大阪地震
平成30年12月31日まで
台風7号及び前線等に伴う大雨
平成31年1月31日まで

【保険料の納付について】

被災した事業所については、保険料の納付期限を延長することができます。また、任意継続被保険者については、保険料の納付が猶予となりますので業務課まで連絡ください。

【被保険者証の取扱いについて】

被保険者証を紛失・消失した方へ再交付を行いますので、すみやかに再交付申請をしてください。

【審査課】

TEL 03(3264)4427

【業務課】

TEL 03(3264)4332

①氏名

②生年月日 ③連絡先(電話番号等) ④事業所名

提示できない場合は、次の事項を申し出ること

で保険診療を受けられます。

—— 算定基礎届について ——

今年度の「算定基礎届」の受付が終了しました。事業主の皆様方にはご協力いただきありがとうございます。

決定通知書を送付しますので、標準報酬月額を確認いただき保険料（10月告知・9月分）の控除に誤りのないようお願いいたします。

また、8月及び9月の月額変更該当者については、届出漏れのないよう、すみやかに提出をお願いします。

—— 賞与支払届の提出について ——

6月並びに7月に賞与支払届が未提出の事業所におかれましては「被保険者賞与支払届総括表」及び「被保険者賞与支払届」を早急に提出されるようお願いいたします。

「磁気媒体」で提出する場合は「被保険者賞与支払届総括表」及び「磁気媒体届書総括票」も併せて提出してください。

また、賞与支払予定月に賞与等の支払いがなかった場合でも、「被保険者賞与支払届総括表」の届出は必要です。

【業務課】 TEL 03(3264)4332

—— 70歳以上の「限度額適用認定証」について ——

平成30年8月より、70歳以上の高額療養費が見直され、自己負担限度額が変更となります。これに伴い、左記の対象者にも、申請により限度額適用認定証を発行します。

なお、対象者以外の方は、高齢受給者証の提示のみで自己負担限度額までの負担となります。

① 高齢受給者証の一部負担金の割合が「3割」と記載のある方で、標準報酬月額が28万円～79万円の方

② 住民税非課税の方

「限度額適用認定証交付申請書」は、当組合ホームページよりダウンロードしてください。

なお、対象者の方で、限度額適用認定証の申請がない方については、後日、高額療養費として支給します。

—— 70歳以上の高額療養費について ——

70歳以上の一般区分（高齢受給者証の一部負担金の割合が「1割」または「2割」と記載）の方が8月1日から翌7月31日の間に、外来での自己負担額（当組合からの給付金を引いた実負担額）の合計が14万4千円を超えた場合、その超えた額について、申請により高額療養費を支給します。

詳細については、審査課へ問合わせください。

【審査課】 TEL 03(3264)4427

—— データヘルス計画に基づく資料の送付について ——

当組合では「データヘルス計画」の取組みとして、職場の環境整備の促進や社員の健康管理の一助となるよう、資料「健診・医療費報告と健康情報」を平成30年7月12日付で送付しました。皆様の職場に適した健康づくりには是非お役立てください。

なお、健診受検率の向上を図るため、資料巻末に健診未受検者一覧を記載しておりますので、健診受検勧奨へのご協力をお願いします。

【保健科】 TEL 03(3264)4336

—— ボウリング大会開催のお知らせ ——

今年度も「東京ポルトボウル」にてボウリング大会を左記要領で開催しますので、参加者の募集方よろしく願います。

【開催日時】 平成30年10月20日（土）13時よりゲーム開始

【開催場所】 東京ポルトボウル（東京都港区芝浦1-13-10）

【参加資格】 当組合の被保険者

【募集人員】 100名（定員を超えた場合は抽選となります）

女性は1ゲーム20点のハンデがきます

団体戦：男女混合で1チーム4名（女性1名以上）

とし、1事業所3チームまで

個人戦：1名でも参加可能です（団体戦に登録

された方は自動的に対象となります）

【参加費】 1名につき1,000円

参加費については、当選者に抽選結果通知書と併せて納付書を送付しますので、納付期限までにお振込ください。

なお、納入後に参加を取消す場合については返金いたしませんのでご了承ください。

【申込方法】 参加申込書に必要事項を記入のうえ、事業所経由で保健事業課までお申込みください。

なお、参加申込書は当組合ホームページからダウンロードしてください。

【申込締切日】 平成30年8月17日（金）組合到着分まで

【抽選結果】 平成30年8月31日（金）に抽選結果通知書及び納付書を事業所宛発送予定です。

なお、納付期限は、平成30年9月10日（月）です。

【保健事業課】 TEL 03(3264)4338